

知北平和公園組合齋場整備事業
要求水準書
(案)

令和3年11月

知北平和公園組合

目 次

第 1 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 本事業の目的	1
3 整備方針	1
4 事業概要	2
5 適用法令・基準	3
6 要求水準書の変更	6
7 災害時の対応	6
8 火葬業務が継続できなくなった時の対応	6
9 本要求水準書に記載のない事項	6
第 2 本施設の設計・建設業務要求水準	7
1 事業者の業務範囲	7
2 基本要件	7
3 敷地整備要件	10
4 建築施設整備要件	11
5 建築付帯設備要件	17
6 火葬炉整備要件	21
7 事前調査業務	36
8 設計業務	37
9 建設業務	39
10 備品等整備業務	43
11 工事監理業務	43
12 環境保全対策業務	44
13 各種申請等業務	46
14 稼働準備業務	46
15 その他施設整備上必要な業務	46
第 3 現施設の解体・撤去等業務要求水準	47
1 事業者の業務範囲	47
2 基本要件	47
3 解体要件	47
4 完成図書の提出	48

資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	位置図
資料 2	事業区域測量図（平面）
資料 3	事業区域測量図（断面）
資料 4	ボーリングデータ
資料 5	インフラ整備現況図
資料 6	仮設駐車場等用地図
資料 7	事業者が設置する備品等一覧
資料 8	現施設図面
資料 9	現施設有害物質調査報告書
資料 1 0	過去 5 年分の火葬件数
資料 1 1	過去 5 年分の待合室利用人数

※入札参加者には、以下の資料を別途配布する。下記まで電話で問合せすること。

- ・ 資料 2、資料 3：測量図等データ
- ・ 資料 8：図面データ
- ・ 資料 9：調査報告書データ

問合せ先

知北平和公園組合

0562-48-5511

第1 総則

1 本書の位置付け

本要求水準書は、知北平和公園組合（以下「組合」という。）が「知北平和公園組合斎場整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、事業者に要求する具体的な水準を示すものである。なお、本書は、組合が事業者に要求する最低限の水準であり、本書が示す水準を上回る水準で業務を実施（提案）することを妨げるものではない。

本要求水準書は現段階では案であり、実施方針等に対する意見等を踏まえて修正したうえで、入札公告時に要求水準書として公表する。

2 本事業の目的

知北斎場は、東海市、大府市及び東浦町の火葬需要に対応するため、2市1町によって構成された組合が都市計画施設として建設し、昭和57年4月に供用開始した。

しかしながら、建設後39年が経過し施設の老朽化が進むとともに、機能やスペース等の面において利用者からのニーズに答えられなくなってきている。また、高齢化の進行に伴い火葬件数の増加が見込まれるため、将来の火葬需要に対して安定的に応えることが困難な状況が予測される。

そのような中、本事業はこれらの課題への対応を目的として、知北斎場の敷地内において建て替えを行うもので、実施にあたっては民間事業者の創意工夫や優れたノウハウを活用しながら行うこととする。

3 整備方針

現在の課題に対応し、以下の方針に基づき本施設を整備する。

（1）最後のお別れの場としてふさわしく、遺族等のプライバシーが確保された施設

かけがえのない故人との最後のお別れの場として、格調高く荘厳な雰囲気を持ちつつ、やすらぎや明るさも感じられる施設づくりを進める。

また、一連の葬送行為を個別性の高い空間で行えるよう、遺族や会葬者の動線や諸室の配置等に配慮し、プライバシーが確保された施設づくりを進める。

(2) 将来の火葬需要や葬儀ニーズの変化に対応可能な施設

今後も増加していく火葬需要や、家族葬・直葬の増加などの葬儀ニーズの変化に柔軟に対応できる規模・機能を備えた施設づくりを進める。

(3) 人にやさしく、誰もが利用しやすい施設

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが分かりやすく安全かつ快適に利用できる施設づくりを進める。

(4) 環境にやさしく、災害時に備えた施設

環境にやさしい設備・機器を導入するとともに、緑あふれる周辺環境との調和が図られた美しい施設づくりを進める。

また、地震などの災害時に備えた施設づくりを進める。

4 事業概要

(1) 事業名称

知北平和公園組合斎場整備事業

(2) 対象となる公共施設

知北斎場（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者の名称

知北平和公園組合 管理者 花田 勝重

(4) 整備期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）まで

(5) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務範囲は次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務

- ・工事監理業務
- ・環境保全対策業務
- ・各種申請等業務
- ・稼動準備業務
- ・その他施設整備上必要な業務

イ 現施設の解体・撤去等業務

- ・現施設の解体業務
- ・廃棄物の処分業務
- ・その他現施設の解体・撤去業務上必要な業務

(6) 事業スケジュール（予定）

内容	日程
本施設の設計・建設	令和5年（2023年）1月～
本施設の完成（外構除く）	令和7年（2025年）3月
現施設の解体、外構工事	令和7年（2025年）5月～
本事業の完了	令和8年（2026年）3月

(7) 事業方式

本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。「PFI法」という。）に準拠して、DB（Design：設計 Build：建設）方式により実施することで、民間事業者の創意工夫や優れたノウハウを活用し、工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工事品質の確保等を図るものとする。

5 適用法令・基準

本事業の実施にあたり遵守すべき法令（施行令及び施行規則も含む。）、条例及び基準等は次に示すとおりとし、いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。

(1) 法令・条例等

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和23年省令第24号）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・騒音規制法（昭和 51 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・愛知県建築基準条例（昭和 39 年条例第 49 号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年条例第 7 号）
- ・愛知県環境基本条例（平成 7 年条例第 1 号）
- ・愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年 10 月 14 日条例第 33 号）
- ・愛知県土地開発行為に関する指導要綱（昭和 49 年 5 月 1 日）
- ・愛知県動物処理場等に関する条例（昭和 24 年 4 月 1 日条例第 3 号）
- ・大府市環境基本条例（平成 21 年 3 月 27 日大府市条例第 1 号）

- ・大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成 23 年 3 月 29 日大府市条例第 2 号）
- ・大府市土砂等採取及び埋立て等に関する条例（令和元年 12 月 26 日大府市条例 31 号）
- ・「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例（平成 21 年 12 月 25 日大府市条例第 21 号）
- ・大府市墓地、埋葬等に関する法律施行規則（平成 23 年 12 月 27 日大府市規則第 36 号）
- ・大府市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 26 年 3 月 28 日大府市条例第 4 号）
- ・知北平和公園組合斎場条例（昭和 57 年 2 月 10 日条例第 2 号）
- ・知北平和公園組合斎場条例施行規則（昭和 57 年 3 月 25 日規則第 2 号）
- ・その他関係法令等

（2）適用基準等

- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備計画基準・同要領
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ・愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する整備基準

6 要求水準書の変更

(1) 要求水準の変更事由

組合は、次の事由により、整備期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ・組合の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準変更の手続き

組合は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、建設工事請負契約書に基づく事業者へ支払う委託料を含め建設工事請負契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

7 災害時の対応

災害時にインフラからの燃料等の供給が停止した場合においても、火葬が3日間滞りなく行えるよう設備を整備すること。

8 火葬業務が継続できなくなった時の対応

火葬業務受託事業者が不測の事態により火葬業務を継続できなくなった場合、火葬炉企業（系列会社を含む）は、次の受託事業者が火葬業務を開始するまでの間、一時的に火葬業務を引き継ぐこと。

9 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで事業者の提案による。

第2 本施設の設計・建設業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- ・事前調査業務
- ・設計業務
- ・建設業務
- ・備品等整備業務
- ・工事監理業務
- ・環境保全対策業務
- ・各種申請等業務
- ・稼働準備業務
- ・その他施設整備上必要な業務

2 基本要件

(1) 施設概要

項目		内容
構造		事業者の提案による。
階数		事業者の提案による。
建築面積		事業者の提案による。
延床面積		3,500m ² 程度で事業者の提案による。
火葬炉	人体炉	9基（将来1基増設予定）
	動物炉	2基
お別れ室		5室
待合室		10室
その他		ラウンジ、サービスルーム、多目的室、霊安室、事務室等
駐車場		乗用車用、障がい者用、動物火葬用、マイクロバス用、業務従事者用

(2) 敷地条件

項目	内容
所在地	大府市桜木町五丁目 111 番地、113 番地、114 番地、115 番地 1、116 番地 1、125 番地、126 番地、127 番地 1
敷地面積	約 14,700 m ² (都市計画決定) 14,734.64 m ² (測量面積)
都市計画法区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下
宅地造成工事規制区域	区域内
砂防指定地	指定地内
特定都市河川流域	流域内

(3) 位置図

「資料 1 位置図」を参照のこと。

(4) 測量結果

「資料 2 事業区域測量図 (平面)」及び「資料 3 事業区域測量図 (断面)」を参照のこと。

(5) 敷地の地質及び地盤

「資料 4 ボーリングデータ」を参照のこと。更に詳細な地質・地盤調査が必要な場合は、事業者の判断により実施すること。

(6) インフラ条件

インフラ条件は以下のとおりであり、事業者の判断と責任において各インフラ管理者と協議すること。また「資料5 インフラ整備現況図」も参照のこと。

項目	現状	整備方針
電気	・引き込み済み 3相 6.6kV (60Hz)	・責任分界点 (SOG) 以降の電気設備を整備すること。
上水道	・引き込み済み 受水槽 10 m ³ (霊園敷地内に設置)	・現施設用水道メーター以降の水道施設を整備すること。
下水道	・未整備 (整備計画無し) 現施設は浄化槽 (800 人槽) で処理し排出	・汚水排水設備を整備すること。なお、現施設で利用可能と判断されるものは利用可とする。
雨水排水	・整備済み	・雨水排水設備を整備すること。なお、現施設で利用可能と判断されるものは利用可とする。
電話	・引き込み無し 組合事務所とインターホンの通信線あり	・電話回線を整備すること。
都市ガス	・引き込み済み 中圧 B	・ガバナ以降のガス設備を整備すること。
構内情報通信網設備	・整備済み (知多メディアネットワーク株)	・通信網設備を整備すること。

3 敷地整備要件

(1) 基本要件

ア 配置計画

- ・本施設は都市計画に定められた区域内に建設すること。
- ・周辺環境との調和に配慮した配置とすること。
- ・利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮した配置とすること。
- ・現施設を供用しながら工事を行うこととなるため、整備期間中は施設への安全なアプローチを確保し、運営に支障のないよう配慮すること。

イ 動線計画

- ・霊柩車、会葬者、動物炉利用者の車両の動線が分かりやすく、あわせて歩行者の安全も確保するよう配慮すること。
- ・ユニバーサルデザインを導入し、高齢者や障害者等にも分かりやすい誘導表示を整備すること。
- ・整備期間中は霊柩車やマイクロバスを現施設に横付けできるよう配慮すること。
なお、柩を下した後の霊柩車は後進することも可とする。

ウ 外構計画

- ・駐車場は一方通行を基本とし、駐車スペースは乗降しやすい広さを確保すること。
- ・敷地内空地は原則として、樹木等によりデザイン性を重視した緑化を行い、施設全体において美観の向上を図ること。
- ・四季の彩りを感じることができ、管理しやすい樹種を選定して整備すること。
- ・敷地内に適切な散水設備及び排水設備を設けること。
- ・施設との取り合い部やスロープ箇所等は地盤沈下対策を行うこと。
- ・門扉は、斎場の場にふさわしいものに更新すること。
- ・石碑銘板は東浦名古屋線から目視できる位置に移設すること。
- ・動物慰霊碑は、動物火葬受付付近の利用しやすく安全な場所に移設すること。

(2) 仮設駐車場等

- ・整備期間中も現施設を運営するため、施設付近に運営に必要な駐車場を確保できない場合は、「資料6 仮設駐車場等用地図」に示す仮設駐車場等用地内に組合と協議した上で仮設駐車場を整備すること。
- ・仮設駐車場から施設まで徒歩にて安全に移動できる仮設通路を整備すること。な

お、霊園の利用者と動線が重ならないよう配慮するとともに、仮設通路からできるだけ霊園が見えないようにすること。

- ・ 仮設駐車場及び仮設通路は舗装し、事業完了までに現状復旧すること。
- ・ 仮設駐車場等用地の内、仮設駐車場として使用しない部分を他の目的のために使用する場合は、組合と協議すること。

4 建築施設整備要件

(1) 基本要件

- ・ 平面構成は、高齢者や障害者をはじめ、すべての利用者が安心して利用できる施設とすること。
- ・ 動線計画は、故人の尊厳を重んじた人生終焉の場に相応しい空間構成と遺族の心情に配慮し、一連の儀式がプライバシーを確保しながらスムーズに執り行われるようにすること。
- ・ 到着から告別、待合、収骨に移動する会葬者同士の動線の交錯が少なく、会葬者に対しわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。また、管理運営上も効率的な動線となるよう配慮すること。
- ・ 諸室等は、平面的だけでなく、配管・配線・ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の空間的繋がりに配慮し、立体的な捉え方で整備すること。
- ・ 垂直方向の移動はエレベーターを使用することとして整備すること。
- ・ 脱炭素社会の実現に向けて省エネルギー・省資源の推進、再生可能エネルギーの利用促進等に関する提案を行うこと。
- ・ ライフサイクルコスト低減を考慮した耐久性の高い施設とすること。
- ・ 長期にわたり設備等の修繕が行いやすい構造とすること。
- ・ 機能的、構造的に災害に強い施設とすること。
- ・ 感染症への対応を踏まえた施設とすること。
- ・ 敷地内は禁煙とする。
- ・ 動物の遺骨の収骨は予定していない。

(2) 建築施設の構造

ア 耐震性能

施設の耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」に基づきの次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

イ 施設の耐用年数

建築物（主に躯体）としての耐久性能は60年程度とする。

ウ 地球環境及び周辺環境保全への配慮

脱炭素社会の実現に向けて、地球環境の保全に努めた整備を行うとともに、周辺環境対策を行うこと。

エ ユニバーサルデザイン対応

施設の設計は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて行うこと。

オ 標準仕様

設計及び建設は、原則として本要求水準書に示す「第1 5 (2) 適用基準等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

(3) 建築意匠の仕上げ計画

- ・ 周辺環境との調和かつ人生終焉の場として相応しいものとする。
- ・ 清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮すること。
- ・ 仕上げの選定は、本要求水準書「第1 5 (2) 適用基準等」に示す建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上を確保すること。
- ・ 施設案内板や室名札等のサインは、各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えたわかりやすいものとする。
- ・ 地域特性を生かした仕上げ計画とする。
- ・ エントランスホール、お別れ室、待合室、ラウンジ、トイレ等の仕上げ面は、質

感のある材料を使用すること。床は滑り止めの加工を施すこと。

- ・感染症対策として抗菌材料の採用などを検討すること。

(4) 施設概要

施設は火葬部門、待合部門、管理部門、外構部門から構成するものとする。

次に示すほか、必要な施設及び施設の詳細、各施設の配置等については事業者の提案とする。

部門	施設内容
火葬部門	○火葬を執行する部門 車寄せ（玄関）、エントランスホール、お別れ室、多目的室、霊安室、火葬炉室等、火葬炉制御室、トイレ
待合部門	○遺族等が火葬開始から収骨まで待機する部門 待合室、ラウンジ、キッズコーナー、サービスルーム、自動販売機コーナー、待合管理室、トイレ
管理部門	○斎場の運営管理をする部門 事務室、動物火葬受付、控室、トイレ
外構部門	○遺族等の駐車場及び修景部門 駐車場、場内進入路、緑地

ア 火葬部門

室名等	要求水準
車寄せ（玄関）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根付きの車寄せ及び玄関を2か所整備すること。 ・マイクロバスやタクシーが横付けできる屋根付きの乗降場所を整備すること。
エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・格調高く荘厳な雰囲気を持たせること。 ・会葬者等の移動や滞留の場とするため余裕のあるスペースを確保すること。 ・会葬者にわかりやすい室内表示を行うこと。 ・柩運搬車のサイズを考慮した風除室を整備すること。
お別れ室	<ul style="list-style-type: none"> ・告別室、炉前ホール及び収骨室の機能が一体となった部屋とし、5室整備すること。 ・プライバシーに配慮した静謐な空間とすること。 ・遺族等が柩を囲み見送りや収骨ができるスペースを確保すること。 ・収骨は台車から直接行う方法とすること。 ・遺影台、焼香台及び高齢者等が一時的に座れる椅子を整備すること。 ・焼香等の煙や臭いを除去する対策を講じること。 ・火葬炉の化粧扉の仕上げは室内意匠と調和させること。
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・直葬時の小規模葬など、多目的に利用できる室を整備すること。
霊安室	<ul style="list-style-type: none"> ・ご遺体1体分の柩の霊安室設備を整備すること。 ・柩運搬車の出入りを考慮した開口、スペースを確保すること。 ・個別の排気設備を整備すること。
火葬炉室等	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬業務を行うために必要な火葬炉室、集塵機等機械室、残灰処理保管室、柩運搬車格納庫などを整備すること。 ・換気や空調等、火葬の作業環境に配慮すること。 ・設備の修繕や更新等を効率的に行うことができるスペースを確保すること。 ・将来火葬炉を1基増設する予定であるため、そのスペースを確保すること。
火葬炉制御室	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉関連設備による運転制御の状況を監視するための室を火葬炉室の隣に整備すること。

トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男子、女子、多目的別に必要数を整備すること。 ・大便器は温水洗浄式暖房便座とし、トイレの個室には緊急通報ボタンを整備すること。 ・女性用トイレは擬音装置を整備すること。 ・男女トイレとも必要な箇所にベビーチェア、ベビーシートを整備すること。 ・多目的トイレは、車椅子での利用がしやすいよう十分なスペースを確保すること。
-----	--

イ 待合部門

室名等	要求水準
待合室	<ul style="list-style-type: none"> ・10室整備すること。 ・1人当たりの占有面積を1.5m²以上とし、24人以上が利用できる室とすること。 ・安らぎや明るさを感じられる和の装いの空間とし、椅子席を主とすること。 ・可動間仕切りにより隣室と一体的に利用できる部屋を整備すること。 ・会食などを考慮し、テーブル、椅子等を設置すること。 ・テレビを設置すること。 ・屋外の緑の空間が一望できるよう配慮すること。
ラウンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たりの占有面積を1.5m²以上とし、40人以上が利用できるよう整備すること。 ・4人/セットのテーブル・ソファセットを設置すること。 ・テレビを設置すること。 ・屋外の緑の空間が一望できるよう整備すること。
キッズコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ラウンジから目の届きやすい位置に配置すること。 ・テレビを設置すること。
サービスルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳や着替えなどが行えるよう整備すること。 ・プライバシーに配慮すること。 ・椅子、おむつ替えベッドを設置すること。
自動販売機コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料等を提供する自動販売機を3台以上設置できるスペースを整備し、そのうち1台は給排水設備を整備すること。
待合管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・待合室の管理を行うための室を整備すること。

トイレ	・火葬部門に同じ
-----	----------

ウ 管理部門

室名等	要求水準
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の受付窓口機能を有し、施設全体を管理できる位置に整備すること。 ・受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。
動物火葬受付	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の会葬者とは別の玄関と受付窓口を整備すること。 ・業務従事者の呼び出し用設備にインターホンなどを整備すること。 ・利用者の心情に配慮した意匠とすること。
控室	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩、更衣等に利用するための室として整備すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男子、女子別に必要数を整備すること。 ・大便器は温水洗浄式暖房便座とすること。

エ 外構部門

名称等	要求水準
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車用駐車場を50台以上設けること。 ・障がい者用駐車場を2台以上設けること。 ・動物火葬用駐車場を2台以上設けること。 ・マイクロバス用駐車場を5台以上設けること。 ・業務従事者用駐車場を10台以上設けること。
場内進入路	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装を全て更新すること。
緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・現施設の樹木をできる限り保全した上で、日照や景観に配慮した緑地を整備すること。

5 建築付帯設備要件

(1) 基本要件

- ・設計及び建設にあたっては、原則として本要求水準書に示す「第1 5 適用法令・基準」によること。また、本要求水準書に記載のないものについても必要な設備はすべて整備すること。
- ・建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って整備すること。
- ・作業環境及び執務環境に配慮した設備を整備すること。
- ・保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質とすること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・脱炭素社会の実現に向けて省エネルギー・省資源の推進、再生可能エネルギーの利用促進等に関する提案を行うこと。
- ・循環型社会の実現に向けて、エコマテリアルを積極的に採用すること。
- ・維持管理及び更新が行いやすいようメンテナンススペースの確保、大型扉やマシンハッチの設置、予備配管や予備開口を適宜整備すること。
- ・設備の監視及び制御のうち、火葬炉に関する事項は火葬炉制御室で行い、その他の設備の監視及び制御は事務室で行えるよう整備すること。

(2) 電気設備

ア 電灯設備

- ・照明設備は、自然採光も取り入れた上で、その空間に適した光環境が提供できるものを整備すること。
- ・照明設備は原則 LED 照明とすること。
- ・照明設備、コンセント等は、適切な数を整備すること。
- ・高所にある器具は、高寿命型器具の採用や自動昇降装置等にて容易に清掃管理ができるよう整備すること。
- ・照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室で中央管理できるように整備すること。
- ・屋外に設置する照明設備は、適切な照度を確保し、自動点滅及び時間点滅が可能なものを整備すること。

イ 動力設備

- ・火葬炉設備、空調機、ポンプ類、エレベーター等、動力電源が必要な設備に電源を供給すること。

- ・動力制御盤は、各機械室内に整備すること。また、機器の警報は事務室で受信できるようにすること。

ウ 発電設備

- ・災害時等に外部からの電気の供給が停止した場合に対応するため、非常用の発電設備を整備すること。
- ・発電設備の能力は、機器類の予備電源装置として整備するとともに、火葬が3日間滞りなく行えるものとする。
- ・機器類の種類及び台数等は事業者の提案による。

エ 雷保護設備

- ・雷保護設備を整備すること。

オ 受変電設備

- ・高圧受電をするため、受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。
- ・直流電源装置や無停電電源装置の設置は、事業者の提案による。

カ 構内情報通信網設備

- ・LAN設備（有線及び無線）を整備すること。
- ・利用者がWi-Fiを利用できるよう、必要設備を整備すること。
無線範囲：待合室、ラウンジ、その他提案による。

キ 構内交換（電話）設備

- ・内線電話機能を有する電話設備を整備すること。
整備場所：エントランスホール、お別れ室、多目的室、動物火葬受付、待合管理室、事務室、控室、火葬炉制御室、組合事務所、その他提案による。

ク 情報表示設備

- ・事務室に親時計を設置し、必要箇所に子時計を整備すること。
整備場所：提案による。
同期方法：小時計の駆動は親時計からのパルス信号による。
- ・動物受付に利用者が来たことがわかる表示設備を整備すること。
整備場所：事務室、火葬炉制御室

ケ 放送設備

- ・施設内案内及び避難等のための放送設備を設置すること。
- ・避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。

コ 緊急通報設備

- ・エレベーターや多目的トイレ内で異常があった場合に点灯や音等により知らせることのできる緊急通報ボタンを設置し、事務室等に移報・表示を行うこと。

サ テレビ受信設備

- ・地上デジタルテレビ放送及びケーブルテレビ放送が視聴できるように配管、配線工事を行うこと。
整備場所：待合室、ラウンジ、キッズコーナー、その他提案による。

シ ITV 設備

- ・録画機能（録画時間：3日間以上、画質：500万画素以上）を備えたカメラを整備すること。
- ・カメラは組合事務所から旋回・ズーム等の操作ができるようにすること。
カメラ整備場所：進入路、車寄せ、エントランスホール、ラウンジ、動物火葬受付、待合室前廊下、煙突、その他提案による。
モニター整備場所：事務室、火葬炉制御室、組合事務所、その他提案による。
録画機設置場所：事務室

ス 防犯設備

- ・施設への進入監視と施錠確認のため、必要箇所に防犯設備用の空配管等を設置すること。
進入監視：1階にある開閉できる扉と窓、その他提案による。
施錠確認：事務室、通用口、その他提案による。

セ 自動火災報知設備

- ・自動火災報知設備を整備し、受信機は事務室に設置すること。

ソ 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備を整備すること。

- ・機器類の種類、設置場所及び台数等は事業者の提案による。

(3) 機械設備

ア 空気調和設備

- ・温度や湿度等を調整して室内環境を整えるため、空気調和設備が必要な部屋に設置すること。
- ・空調方式は快適な室内環境の維持及びエネルギー消費量が抑制できる方式とすること。
- ・施設の利用状況、温湿度条件、方位等に応じてゾーニングができるよう整備すること。
- ・高所にあるフィルター等の設備は、自動昇降装置等にて容易に清掃管理ができるよう整備すること。

イ 換気設備

- ・各室に臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。
- ・空気調和設備と換気設備を一体として整備することも可とする。
- ・感染症対策として、一人あたり毎時 30m³ 以上の換気ができる設備を各室に整備すること。

ウ 排煙設備

- ・排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙を行えるよう設備を設置すること。

エ 衛生器具設備

- ・幅広い世代の人が使い易い節水型の器具を採用すること。
- ・オストメイト対応の多目的トイレを施設内に整備すること。

オ 給水設備

- ・必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- ・水圧が不足する場合は、増圧給水装置等の設置を行うこと。
- ・保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質とすること。
- ・節水や衛生管理のため、自動水栓方式の器具の採用に努めること。

カ 給湯設備

- ・給湯設備を整備すること。
整備場所：待合管理室、控室、トイレ（手洗いに限る）、その他提案による。

キ 排水設備

- ・滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できるものを設置すること。
- ・浄化槽の人数算定は現施設の利用者数から想定される数を用いて関係機関と協議を行うこと。
- ・本要求水準書「第2 1 2 環境保全対策業務」の基準を満たすものを設置すること。

ク 燃料保管設備

- ・火葬が3日間滞りなく行える燃料を備蓄できる設備を設置すること。

ケ AED（自動体外式除細動器）

- ・各階のわかりやすい場所にAEDを1か所以上設置すること。

6 火葬炉整備要件

(1) 基本要件

ア 火葬炉設置概要

(ア) 設置基数

- ・人体炉：9基（将来増設1基分のスペースを確保）
- ・動物炉：2基

(イ) 設計上の留意すべき事項

- ・高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易な設備とすること。
- ・脱炭素社会の実現に向けて省エネルギー・省資源の推進、再生可能エネルギーの利用促進等に関する提案を行うこと。
- ・火傷防止等安全対策を講じた設備とすること。
- ・作業環境に配慮した設備とすること。
- ・遺体の取り扱いに配慮した設備とすること。
- ・災害等発生時の対応を考慮した設備とすること。
- ・火葬に係る作業全般において、可能な限り自動化を図り、業務従事者が一定の訓練を受けることにより早期に火葬業務が実施できる設備とすること。

- ・危険防止及び操作ミス防止対策を考慮したシステムとすること。
- ・1 排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系利用の当該炉以外は、運転が可能なシステムとすること。
- ・火葬炉整備は、関係法令等に定めるもののほか、本要求水準を満足する設備を設置すること。なお、本要求水準書に明記していないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械設備、計器、装置、資材及び機材等については責任を持って整備すること。
- ・火葬炉の運転計画書（2回/炉・日の場合を想定）を提出すること。
- ・火葬炉の維持管理費用見積書（保守整備費用、維持管理費用、電気・ガス・水道使用量）を提出すること。

イ 火葬炉設備主要項目

(ア) 火葬重量

火葬炉及び動物炉の火葬重量は次のとおりとする。

区分	遺体重量等	柩重量	副葬品
人体炉	～100kg	25kg	5kg
動物炉	～100kg		

(イ) 最大柩寸法

火葬炉の最大柩寸法は次のとおりとする。

区分	長さ	幅	高さ
人体炉	2,100mm	700mm	650mm

(ウ) 火葬時間

- ・主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分（遺体重量 80kg 以上はその限りではない）とすること。
- ・冷却を開始してから収骨可能な温度となるまでの時間（炉内冷却時間＋前室冷却時間）は平均 15 分とすること。

(エ) 火葬回数

- ・火葬回数は最大 3 回/炉・日が可能な計画を行うこと。

(オ) 使用燃料

- ・都市ガスとする。

(カ) 主要設備方式

炉床方式：台車式

排気ガス冷却方式：空気混合冷却方式

排気方式：強制排気方式で、2 炉に対し 1 排気系統以上とする。なお、異なる排気系列との接続は行わないこと。

(キ) 燃焼監視・制御

- ・人体炉は火葬炉制御室から直接目視できる位置に配置すること。
- ・各燃焼炉の燃焼・冷却・排気ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録は、コンピューターで一括して行え、火葬炉制御室及び事務室で火葬炉の状態が表示されること。
- ・火葬炉の運転で自動化が図られた部分も含め、火葬開始から終了まで全ての工程で手動でも運転操作が可能となるよう整備すること。
- ・危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、災害時、各装置がすべて安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けること。
- ・業務従事者の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。

(ク) 異常・災害時の運転

- ・炉内温度、炉内圧力、排気ガス温度等に異状が生じた場合には、迅速かつ適切に火葬を継続できるシステムとすること。
- ・停電時には、発電設備から電力供給を受けるシステムとし、本要求水準書「第 2 1 2 環境保全対策業務」の基準を満たす火葬炉を整備すること。
- ・都市ガスの供給が遮断された場合には、代替燃料の仕様に切り替え、火葬ができる設備とすること。

(ケ) その他条件

- ・保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- ・火葬炉のオーバーホール、増設、更新を考慮した配置とすること。なお、予備スペースに火葬炉を増設する際、他の火葬炉の移設がないようにすること。

ウ 動物炉

- ・動物炉の性能及び規格は人体炉と同等とすること。

エ 材料及び機器の選定

- ・材料及び機器は、本要求水準書を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者が検討したうえで、最適なものを選定すること。
- ・使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、

すべて新品とする。また、日本産業規格 (JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電機工業会規格 (JEM) に規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

- ・使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。
- ・使用材料及び機器は、次に掲げる項目を満足すること。
 - (ア) 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。
 - (イ) 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
 - (ウ) 摩耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐摩耗性に優れていること。
 - (エ) 屋外で使用されるものは、耐候性に優れていること。
 - (オ) 駆動部がある機器は、低騒音、低振動であること。

オ 試運転

- ・施設の整備期間中に、すべての火葬炉について試運転を行うこと。
- ・組合と協議のうえ、試運転の方法、時期等を明記した試運転要領書を作成すること。
- ・試運転要領書に基づき試運転を実施し、その結果を試運転報告書として組合に提出すること。

カ 性能試験

施設の供用開始後、組合の立会いのもと排気ガス等の検査を6か月以上の期間をあけて2回実施し、検査結果を組合に報告すること。なお、排ガス等の検査は、計量法等関係法令に基づく登録・認定を有する機関で行い、計量法の計量証明を提出すること。

(ア) 基本条件

- ・組合と協議のうえ、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領書を作成すること。
- ・性能試験実施要領書に基づき試験を実施し、その結果を性能試験報告書として組合に提出すること。
- ・試験項目ごとの測定方法、分析方法等は関係法令及び規格等に基づいて実施すること。

(イ) 性能試験の留意事項

- ・本施設の供用開始後に、排気ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。
- ・排気ガス、悪臭のうち排気筒での値が定められているものについては、各排気

系列で想定する運転計画に従って実施し、全系列について行うこと。

- ・騒音、振動に関する測定は、全炉運転（空運転）時に行うことを基本とし、時期については組合と協議して決定すること。
- ・契約期間内に周辺住民等から苦情が発生した場合には、期間後においても速やかに原因を特定し、対策を講ずること。

キ 保証事項

設備、装置及び機器類は、本施設の目標達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営費の削減を十分考慮したものとする。

(ア) 責任施工

本施設の処理能力及び性能等(生活環境影響調査の内容を含む)はすべて事業者の責任により確保すること。また、事業者は本要求水準書に明示のない事項であっても、工事の性質上当然必要なものは組合の指示に従い、事業者負担で対応すること。

(イ) 周辺生活環境の保全

本要求水準書「第2 12 環境保全対策業務」の基準を満たすこと。

(2) 機械設備

ア 共通事項

(ア) 一般事項

- ・配置は、点検、整備、修理などの作業空間が確保できるよう配置すること。
- ・安全性が高く低騒音・低振動のものとする。
- ・騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずること。
- ・回転部分、運転部分及び突起部分には、保護カバーを設けること。

(イ) 歩廊、階段、作業床工事

- ・通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- ・設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段（梯子）、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業効率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- ・歩廊は、行き止まりを設けないこと。(2方向避難の確保)
- ・高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けること。
- ・階段の傾斜角（45度以下）及び蹴上幅及び踏み幅は、統一すること。

(ウ) 配管工事

- ・使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- ・要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。
- ・バルブ類は、定常時の設定（例：常時開）を明示すること。

(エ) 保温・断熱工事

- ・火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な個所に保温断熱工事を行うこと。
- ・使用箇所に適した材料を選定すること。
- ・高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ・ケーシング表面温度は、50℃以下となるようにすること。

(オ) 塗装工事

- ・機材及び装置は、原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- ・塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ・塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- ・機器類は、本体に機器名を表示すること。
- ・配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

(カ) その他

- ・業務に支障が生じないように、自動操作の機器は手動操作への切替えが可能であること。
- ・火葬中に停電した場合、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- ・将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- ・地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるようにすること。
- ・設備の運転管理等に必要な点検口、試験口及び清掃口を適切に設けること。

イ 燃焼設備

(ア) 主燃焼炉

数量	人体炉 9 基 動物炉 2 基
形式	台車式
炉内温度	800℃～950℃

- ・ケーシングは、鋼板製とし、隙間から外気が侵入しない構造とすること。
- ・炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有すること。
- ・炉の構造は、柵の収容、焼骨の取出しが容易で、耐熱性、気密性を十分に保持できるものとし、運転操作性、燃焼効率が高いもので維持管理面を考慮すること。

- ・デレッキ操作がなくても所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- ・不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整を行える設備とすること。
- ・火葬炉操作の自動化を図ること。なお、手動操作のときも容易に火葬炉操作が行える設備とすること。
- ・炉内の清掃及び点検が容易な設備とすること。
- ・動物炉の主な仕様は、人体炉と同等とすること。

(イ) 断熱扉

数量	1 1 面 (主燃焼炉と同数)
----	-----------------

- ・堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が保持できる構造とすること。
- ・開閉装置が故障の際には手動で開閉が可能であること。
- ・断熱扉が閉じられた状態のみ火葬ができるシステムとすること。

(ウ) 炉内台車

数量	人体炉用 9 台+予備 1 台以上 動物炉用 2 台+予備 1 台以上
付属品	予備台車保管用架台等必要なもの一式

- ・柩の収容、焼骨の取出しが容易で、運転操作性、燃焼効率が高いものとする
- こと。
- ・十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気が発散しない構造とすること。
- ・台車の表面は、目地無し一体構造とすること。

(エ) 炉内台車移動装置

数量	1 1 台 (主燃焼炉と同数)
付属品	必要なもの一式

- ・安全性、操作性に優れた構造とすること。
- ・炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動ができるものとする
- こと。
- ・故障時においても、手動に切り替えて運転、操作できる構造とすること。
- ・主燃焼炉内への空気の進入を防止できる構造とすること。
- ・動物炉用は、主燃焼炉前で炉内台車を支持、固定して清掃等ができる構造と
- すること。

(オ) 再燃焼炉

数量	1 1 基 (主燃焼炉と同数)
形式	主燃焼炉直上式
炉内温度	8 0 0℃～9 5 0℃

- ・燃焼効率が高く、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有するこ

と。

- ・火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能を有すること。
- ・混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- ・最大排気ガス量（主燃焼炉排気ガス量+再燃焼炉発生ガス量）時において 1.0 秒以上の滞留時間を確保でき、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。

(カ) 燃焼装置

a 主燃焼炉用バーナ

数量	1 1 基（主燃焼炉と同数）
燃料	都市ガス
方式	事業者の提案による
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- ・火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・難燃部に火炎を照射できること。
- ・燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとする。
- ・代替燃料用のバーナが必要な場合は、必要な装置一式を準備すること。

b 再燃焼炉用バーナ

数量	1 1 基（主燃焼炉と同数）
燃料	都市ガス
方式	事業者の提案による
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- ・炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- ・安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとする。
- ・代替燃料用のバーナが必要な場合は、必要な装置一式を準備すること。

c 燃焼用空気送風機

数量	1 1 基（主燃焼炉と同数）
方式	バーナ特性に応じた制御方式
付属品	制御装置、その他必要なもの一式

- ・容量は運転に支障がなく、安定した制御が可能であること。

ウ 通風設備

(ア) 排風機

- ・容量は運転に支障がなく、風量、風圧に余裕を持たせること。
- ・排気ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有すること。

(イ) 炉内圧力制御装置

- ・炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御が可能であること。
- ・炉内を適切な負圧に保持できること。
- ・炉内圧力の制御は、炉単位で独立して行えること。
- ・高温部で使用する部材は、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- ・点検、補修、交換が容易に行える構造とすること。

(ウ) 煙道

- ・冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排気ガスの通路とする。
- ・ダストの堆積がない構造とすること。
- ・内部の点検、補修しやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- ・熱による伸縮を考慮した構造とすること。

(エ) 排気筒

- ・騒音発生の防止と排気ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- ・雨水等の進入防止を考慮した適切な構造とすること。
- ・排気筒上部にかさ等を設置しないこと。
- ・耐震性、耐蝕性、耐熱性を有すること。
- ・排気ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口と測定用の足場を設けること。

エ 排気ガス冷却設備

(ア) 排気ガス冷却器

数量	1 1 基（主燃焼炉と同数）
方式	空気混合冷却方式
付属品	必要なもの一式

- ・再燃焼炉から排出される高温ガスを短時間で均一に降温し、ダイオキシン類の再合成の防止ができる構造とすること。
- ・耐熱性及び耐蝕性に優れた材質とすること。
- ・自動的に温度制御できるものとすること。
- ・冷却設備出口における排ガス温度は、200°C以下とすること。

(イ) 排気ガス冷却用送風機

- ・運転に支障がなく、安定した制御が可能な容量とすること。
- ・低騒音及び低振動とすること。

オ 排気ガス処理設備

(ア) 集じん装置

数量	6 基以上
形式	バグフィルター
処理風量	余裕率 15 % 以上
設計出口含じん量	0.01 g/N m ³ 以下
付属品	集じん灰排出装置、その他必要なもの一式

- ・排気ガス処理量は、運転に支障がない範囲で余裕をもたせること。
- ・排気ガスが偏流しない構造とすること。
- ・排気ガスの結露による腐食や集じん灰の固着が生じない材質・構造とすること。
- ・耐熱性に優れたものとすること。
- ・室内に集じん灰が飛散しないよう密閉された構造とすること。
- ・集じん面積、集じん速度及び圧力損失は、運転に支障がないよう余裕を持たせること。
- ・結露対策として、加温装置を設けること。
- ・ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は、運転に支障がないよう余裕をもたせること。
- ・ランニングコスト、メンテナンスコストを考慮すると共に、保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

- ・動物炉についても、人体炉と同等の性能、構造とすること。
- ・動物炉の集じん装置は、人体炉と別系統とすること。
- ・その他、必要な装置を設置すること。詳細は事業者の提案による。

(イ) 集じん灰排出装置

- ・捕集した集じん灰は、自動で集じん装置外に搬出され、その後吸引装置で集じん灰を保管する専用容器に移送ができる構造とすること。

(ウ) その他

- ・本要求水準書「第2 12 環境保全対策業務」に示す基準を遵守するために、必要な装置を設置すること。詳細は事業者の提案による。

カ 付帯設備

(ア) 炉前化粧扉

数量	人体炉用 10 組 (内 1 組は将来増設火葬炉用)
材質	ステンレス製

- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉が可能であること。
- ・表面意匠は、最後のお別れにふさわしく、室内意匠と調和させたものとする

(イ) 前室

数量	人体炉用 9 基
冷却時間	炉内及び前室内での冷却により、15分以内で収骨可能な能力とする。

- ・遺族等の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・炉内台車の清掃が容易に行える構造とすること。
- ・炉前化粧扉の解放時でも前室内の負圧を保持できること。

(ウ) 残骨灰、集じん灰吸引装置

a 残骨灰用

吸引装置	数量：2 基 (人体炉用 1 基、動物炉用 1 基)
集じん装置	数量：バグフィルター 2 基 (人体炉用 1 基、動物炉用 1 基) 払落し方式：自動

b 集じん灰用

吸引装置	数量：2基（人体炉用1基、動物炉用1基）
集じん装置	数量：バグフィルター2基（人体炉用1基、動物炉用1基） 払落し方式：自動

c 吸引口

数量	事業者の提案による。
付属品	吸引ホース、その他必要なもの一式

- ・台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- ・保守点検が容易な構造とすること。
- ・自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるよう整備すること。
- ・容量は、運転に支障がないものとする。
- ・動物炉の吸引装置は、人体炉と別系統とすること。

(エ) 柁運搬車

数量	6台（内予備1台）
形式	電動走行式（充電器内蔵）
寸法・材質	事業者の提案による。

- ・柁を霊柩車からお別れ室まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柁を安置するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とし、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- ・炉内台車上に柁の安置が容易に行える装置を備えるものとする。
- ・バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

(オ) 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

数量	6台（内予備1台）
形式	電動走行式（充電器内蔵）
寸法・材質	事業者の提案による。
その他	柁運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用を可とする。

- ・炉内台車を運搬するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とし、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- ・耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとする。
- ・炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。
- ・バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

- ・会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。

(カ) 燃料供給設備

- ・火葬ごとの燃料消費量が計測・記録・出力できる構造とすること。

(3) 電気・計装設備

ア 一般事項

- ・火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。
- ・火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
- ・火葬炉の運転管理は火葬炉個別操作盤及び中央監視制御盤で行うものとし、進行状況の監視に必要な機器、表示器、警報装置を備えること。また、火葬炉個別操作盤での操作が中央監視制御盤より優先されるシステムとすること。
- ・火葬の進行状況や、各部屋の利用状況を会葬者等に対し表示できるシステムを整備すること。
- ・火葬炉設備の更新等を考慮した整備をすること。

イ 機器仕様

(ア) 一般事項

- ・循環型社会の実現に向けて、エコマテリアルを積極的に採用すること。
- ・配線は電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。
- ・ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。
- ・盤類は原則として防じん構造とすること。
- ・計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報などの項目を設定すること。
- ・3.7KW以上の電動機には電流計を設けること。
- ・各電動機には原則として現場操作盤を設けること。
- ・電子機器は、停電時に異常が生じないようにバッテリー等ですべてバックアップを行うこと。

(イ) 動力制御盤

- ・形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- ・事業者の判断により、適所に分割して設置してもよいこととする。

(ウ) 火葬炉個別操作盤

数量	11面
運転状態表示方式	タッチパネル方式 カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること
内蔵機器	操作機器 1式、計装計器 1式、異常警報装置 1式、その他必要なもの1式
自己診断機能	インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なもの

・火葬炉個別操作盤は、上記の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案による。

(エ) 中央監視制御盤

数量	1面
運転状態表示機能	各火葬炉の運転及び監視に必要十分な表示機能を有すること
内蔵機器	運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データ記録機器、その他必要なもの

- ・火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとする。
- ・火葬炉ごとの手動運転が、中央監視制御盤により行えるものとする。
- ・各計測データや火葬の開始終了時刻等を収集・記録し、日報・月報・年報の帳票が作成・印刷ができること。また、データや帳票は外部の記憶装置に保存できること。なお、各計測データは連続して記録するものとする。
- ・停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御盤が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- ・火葬進行状況等表示システムに必要な情報が提供できるものとする。
- ・中央監視制御盤は、上記の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案による。

(オ) 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

数量	人体炉用9基
機能	化粧扉開閉、故人、喪主名等の表示等

- ・炉前化粧扉の操作機能及び火葬進行状況等表示システムの表示機能を有するものとする。

(カ) 計装制御装置

- ・火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。
- ・計装制御項目は以下の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案による。

監視項目	制御方法		中央監視制御盤				火葬炉個別操作盤		
	自動 (主な制御装置)	手動	指示 表示	操作	記録	警報	指示 表示	操作	警報
主燃焼 バーナ火炎	○ 燃焼バーナ		○		※失火時、手動切 替時	○	○		○
再燃焼 バーナ火炎	○ 燃焼バーナ		○			○	○		○
主燃焼炉内温度	○ 燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○ 燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○ 送風機	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉排気ガス濃度	○ 燃焼制御	○	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置温度	○ バイパスダンパー	○	○	○	○ ※バイパス時	○	○	○	○
主燃焼炉内圧	○ 排ガス排出量	○	○		○	○	○	○	○
集じん装置出入口圧	○ 集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○	○
運転状態表示			○		○		○		
燃料消費量			○				○		○
火葬炉稼動積算時間	各火葬炉の主燃焼 炉、再燃焼ごと		○		○ ※バーナ点火時		○		
集じん装置稼動積算時間	各集じん装置ごと				○				
燃料緊急遮断 (地震感知含む)	○ 燃料遮断装置 (各火葬炉ごと)	○	○	○	※遮断弁作動時	○	○	○	○
火葬炉緊急停止	各火葬炉設備ごと	○	○	○	※操作時	○	○	○	○
残灰吸引圧	残灰吸引装置 (各系統ごと)		○			○	○	○	○

(4) 火葬進行状況等表示システム

- ・中央監視制御盤から自動で送信される情報及び斎場の予約システムの情報を会葬者や業務従事者に必要な情報を提供できるシステムとし、詳細は事業者の提案による。
- ・表示システムのデータは、事務室において手動で入力や修正ができるものとし、あわせて、待合管理室に表示できること。
- ・機器構成及び仕様は、事業者の提案による。なお、外部ネットワークに接続する場合はセキュリティ対策を行うこと。

(5) その他用具等

- ・事業者は必要な工具を納入し、納入工具リストを提出すること。
- ・整備期間中、火葬を行うために必要な用具等については、事業者の責任において準備すること。

7 事前調査業務

- ・本事業で必要と思われる調査について、関係機関と十分協議を行ったうえで実施すること。
- ・調査を実施する際は、事前に組合と協議を行うこと。
- ・調査を行うにあたって、申請手続きが必要な場合は、事業者の責任において実施すること。
- ・必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。

8 設計業務

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。建築確認申請等設計に伴い必要な法的手続き等（都市計画の変更除く）は、事業者の責任により実施する。なお、地質調査は「資料4 ポーリングデータ」のとおり実施しており、事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈し、利用すること。また、事業者が必要とする場合に自ら地質調査を行うことは差し支えない。

(2) 設計計画書の提出

事業者は設計業務着手前に、詳細工程表及び責任者を配置した設計体制等を含む設計計画書を作成し、組合に提出して承認を得ること。

(3) 設計内容の協議等

組合は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができるものとする。設計は契約時の要求水準を基に、組合と十分に協議を行い、実施するものとする。

(4) 進捗状況の管理

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

(5) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は建設工事請負契約書にて定める。

(6) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的に組合に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を組合に提出して承諾を得ること。提出する設計図書等は、最終的に建設工事請負契約書で定める。

なお、設計図書に関する著作権は事業者に帰属する。

ア 基本設計

- ・設計図
- ・パース図
- ・基本設計説明書
- ・意匠計画概要書

- ・構造計画概要書
- ・設備計画概要書
- ・工事費概算書
- ・諸官庁協議書、打合せ議事録
- ・地質調査報告書
- ・要求水準基本設計照査報告書

※地質調査報告書は、組合が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合のみ提出すること。

※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式3部を提出すること。

イ 実施設計

- ・設計図
- ・実施設計説明書
- ・数量調書
- ・工事費内訳明細書
- ・構造計算書
- ・設備設計計算書
- ・備品リスト、カタログ
- ・建築施設求積図
- ・許可等申請、各種届出等
- ・諸官庁協議書、打合せ議事録

※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式3部を提出すること。

(7) 留意事項

- ・事業者は、建設工事請負契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。
- ・基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とし、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。
- ・基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて組合の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- ・実施設計は、工事費内訳明細書を作成するうえで、十分な内容とすること。
- ・工事費内訳明細書は、組合が起債を積算するうえで、十分な内容とすること。

- ・設計時に本施設整備期間中の現施設利用計画、現施設解体及び跡地整備等についても、十分な検討を行うこと。

9 建設業務

(1) 業務の対象

各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、建設工事請負契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、施設の建設工事及び関連業務を行う。

(2) 基本要件

- ・現施設を供用しながらの工事となることから、事業者は安定的な施設利用及び会葬者の安全確保が最優先であることを十分に認識し、第三者災害の防止対策を事前に十分に検討した上で、工事を実施すること。
- ・騒音・振動、粉じん発生、交通渋滞等、工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、必要な近隣対応を実施すること。事業者は組合に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。
- ・事業者が事業区域以外に資材置場等の用地を借用する場合は、事業者の責任により実施すること。

(3) 着工前の業務

ア 準備調査等

着工に先立ち、近隣住民等との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

イ 施工計画書等の提出

事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む総合施工計画書を作成し、次の書類とともに工事監理者が承諾のうえ、組合に提出すること。

- | | |
|------------------------|----|
| ・工事実施体制 | 3部 |
| ・工事着手届（工程表を添付） | 3部 |
| ・現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） | 3部 |
| ・仮設計画書 | 3部 |
| ・総合施工計画書 | 3部 |
| ・使用材料一覧表 | 3部 |

- ・施工体制図・施工体制台帳 3部
- ・工事施工に必要な届出等 3部
- ・その他、組合が公共工事の適切な管理のために求める工事関連書類

(4) 整備期間中の業務

ア 建設工事

- ・事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・組合は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場で施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ・周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は事業者の責任において対応を行うこと。
- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- ・隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・整備期間中は火災や地震等の災害に関する対策を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、組合の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、整備期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、建設工事請負契約書にて詳細を示すものとする。

イ その他

(ア) 提出書類

事業者は、整備期間中には次の書類を工事監理者が承諾のうえ、当該事項に応じて遅滞なく組合に提出すること。

- ・各種機器承諾願の写し 3部
- ・残土処分計画書 3部
- ・産業廃棄物処分計画書 3部
- ・主要工事施工計画書 3部
- ・生コン配合計画書 3部
- ・各種試験結果報告書 3部
- ・各種出荷証明 3部
- ・マニフェスト管理台帳（原本との整合を工事監理者が確認済みのもの） 3部
- ・工事記録 3部
- ・工事履行報告書及び実施工程表 3部

- ・段階確認書及び施工状況把握報告書 3部
- ・工事打合せ簿 3部

(5) 完成後の業務

ア 完成検査及び完成確認等

本事業では、部分完成検査を実施し、その後、現施設解体工事を行う。

完成検査、部分完成検査及び完成確認、部分完成確認は、次の規定に即して実施すること。ただし、それらの規定のうち該当する業務がない部分については、これを適用しない。

(ア) 事業者による完成検査等

- ・完成検査、部分完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、事前に組合に書面で通知すること。なお、組合は、事業者が実施する完成検査、部分完成検査及び試運転検査に立会うことができるものとする。
- ・事業者は、組合に対して完成検査、部分完成検査及び機器・器具の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 組合の完成確認等

- ・組合は、事業者による完成検査、部分完成検査の終了後、事業者の立会いの下で完成確認、部分完成確認を実施するものとする。

イ 契約不適合責任期間

- ・本施設の契約不適合責任期間は、正式引渡しの日より2年間とする。ただし、以下に示す部分については、10年間とする。

(ア) 建築物における構造耐力上主要な部分

(イ) 建築物における雨水の侵入を防止する部分

- ・契約不適合責任期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は事業者の負担にて速やかに補修、改善又は、取替えを行うこと。
- ・ただし、契約不適合責任期間中であっても下記の場合による故障は保証の対象外とする。

(ア) 組合側の故意による場合

(イ) 事業者の了解を得ず組合独自で改善したことが原因の場合

(ウ) 天災、その他不可抗力の原因による場合

- ・なお、故障の原因について事業者の責任原因によるものかどうかの疑義を生じた場合には、事業者は組合と協議を行うものとする。

ウ 完成図書の提出

事業者は、組合による完成確認に必要な次の完成図書を工事監理者が承諾のうえ、提出すること。なお、これら図書を本施設内に保管すること。

- ・ 工事完了届 1 部
- ・ 工事記録写真 3 部
- ・ 完成図（建築） 1 式
（製本図 3 部、縮小版製本 3 部及び図面等が収録された電子媒体 1 式 3 部）
- ・ 完成図（電気設備） 1 式
（製本図 3 部、縮小版製本 3 部及び図面等が収録された電子媒体 1 式 3 部並びに取扱説明書 1 部）
- ・ 完成図（機械設備） 1 式
（製本図 3 部、縮小版製本 3 部及び図面等が収録された電子媒体 1 式 3 部並びに取扱説明書 1 部）
- ・ 完成図（昇降機設備） 1 式
（製本図 3 部、縮小版製本 3 部及び図面等が収録された電子媒体 1 式 3 部並びに取扱説明書 1 部）
- ・ 完成図（什器・備品配置票） 1 式
（製本図 3 部、縮小版製本 3 部及び図面等が収録された電子媒体 1 式 3 部）
- ・ 備品リスト 3 部
- ・ 備品カタログ 3 部
- ・ 完成検査調書（事業者によるもの） 3 部
- ・ 完成写真（内外全面カット写真をアルバム形式及び電子媒体） 3 部
- ・ 要求水準建設照査報告書 3 部

エ 完成写真の著作権等

完成写真の著作権及び使用等については、次のとおりとすること。

- ・ 事業者は、組合による完成写真の使用が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを組合に対して保証すること。
- ・ 事業者は、完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその費用を負担し、必要な措置を講ずること。
- ・ 完成写真は、組合が行う事務、組合が認めた公的機関の広報等に、著作権名を表示しないで、無償で使用することができるものとする。
- ・ 事業者は、あらかじめ組合の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されないようにし、かつ、完成写真が組合の承諾しない第三者に閲覧、複写または譲渡さ

れないようにすること。

(6) 各種申請及び資格者の配置

- ・工事に伴う許認可等の各種申請等は事業者の責任において行うこと。組合は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供等の協力を行う。
- ・事業者は、3,000m²以上の土地の形質の変更を行う場合、土壤汚染対策法第4条に基づき当該土地の利用履歴等について調査すること。また、土壤汚染等のおそれがある場合は、土壤汚染調査を実施し、対策工事を実施したうえで、本施設を建設すること。
- ・工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に従い適切に配置すること。

10 備品等整備業務

- ・事業者は、備品等の整備について契約時の要求水準を基に、内容を組合と十分に協議すること。
- ・事業者は、備品等の整備について「資料7 事業者が設置する備品等一覧」を参考にすのほか、必要と考えられる備品等を提案すること。
- ・備品の設置にあたっては、室内空間と調和するものを選定すること。
- ・備品の設置にあたっては、要求水準に示す他の条件にも考慮しながら、給排水、電源等が必要なものは適宜、整備すること。
- ・本事業における備品は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の作り付けの設備を整備することを認めるものとし、詳細について組合と協議をおこなうこと。
- ・事業者は、組合の完成確認までに備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。
- ・事業者は、整備した備品等について備品台帳を作成のうえ、組合に提出すること。

11 工事監理業務

- ・建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を配置し、工事監理を行うこと。
- ・要求水準に示す建築工事、機械設備工事、電気設備工事に係る監理指針に基づき工事監理を行うこと。
- ・整備期間中、毎月組合へ監理報告書を提出し、工事監理の状況の確認を得ること。監理報告書の内容は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録等とする。組合の要請があれば随時報告を行うこと。
- ・組合への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

1 2 環境保全対策業務

(1) 基本要件

事業者は、自主的に周辺生活環境への影響を把握・検討し、環境基準を遵守すること。

(2) 周辺生活環境の保全に係る基準

施設整備にあたっては、次の周辺生活環境の保全に係る基準を遵守すること。これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行う。特に、火葬炉整備にあたっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

ア 排ガスに係る基準

排ガスに係る基準は、1つの排気筒出口において次に掲げる基準値以下とする。

規制物質	基準値
硫黄酸化物	30ppm
窒素酸化物	250ppm
浮遊粒子状物質（ばいじん）	0.01g/m ³ N
塩化水素	50ppm
ダイオキシン類濃度	1.0ng-TEQ/m ³ N

※基準値は酸素濃度12%換算値（1工程の平均値）とする。

イ 排水に係る基準

生活排水処理水の排水放流基準については、次に掲げる基準値以下とする。また、これら以外については、水質汚濁防止法等関係法令に準拠すること。

規制物質	基準値
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	20mg/ℓ
化学的酸素要求量（COD）	30mg/ℓ
浮遊物質（SS）	50mg/ℓ

ウ 悪臭に係る基準

悪臭については、悪臭防止法に基づく大府市の規制基準に準拠し、次に掲げる基準値以下とする。

規制地域の区分	基準値 (臭気指数)
第2種地域	15

エ 騒音に係る基準

騒音については、騒音規制法に基づく大府市の規制基準に準拠し、敷地境界において次に掲げる基準値以下とする。

区分	基準値
昼間 (8:00~19:00)	60dB
朝 (6:00~8:00) 夕 (19:00~22:00)	55dB
夜間 (22:00~6:00)	50dB

オ 振動に係る基準

振動については、振動規制法に基づく大府市の規制基準に準拠し、敷地境界において次に掲げる基準値以下とする。

区分	基準値
昼間 (7:00~20:00)	65dB
夜間 (20:00~7:00)	60dB

カ 排出灰に係る基準 (残骨灰・飛灰)

排出灰については、次に掲げる基準値以下とする。

区分	基準値
ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g

キ 留意事項

特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。また、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

1.3 各種申請等業務

- ・本事業を実施するにあたり、本要求水準書及び建設工事請負契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に実施すること。
- ・組合が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、事業者は協力を行うこと。

1.4 稼働準備業務

- ・本施設供用開始後、支障なく稼働できるよう、運転マニュアルを作成するとともに、業務従事者の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。
- ・稼働準備業務に必要な資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

1.5 その他施設整備上必要な業務

- ・本事業を実施するにあたり、本要求水準書及び建設工事請負契約書で示す内容を満たすうえで、その他、施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。
- ・事業者は、整備期間中に開催する予定の建設関係説明会等の資料作成に協力し、説明会に参加すること。

第3 現施設の解体・撤去等業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- ・現施設の解体・撤去等業務
- ・廃棄物の処分業務
- ・その他現施設の解体・撤去等業務上必要な業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

現施設の解体及び撤去を行い、廃棄物の適切な処分を行うこと。

(2) 解体対象施設

項目	内容
竣工年月	昭和 57 年（1982 年）3 月
建築面積	1,753.087m ²
延床面積	1,857.351m ²
構造	鉄筋コンクリート造平屋建（一部 2 階建）
火葬棟	火葬炉 8 基（普通炉 6 基、大型炉 1 基、小型炉 1 基）、動物炉 2 基、告別室、炉前ホール等
待合棟	洋室 2 室、和室 4 室、待合ロビー、空調機械室、湯沸室、売店
付帯設備	駐車場、動物受付所、動物慰霊碑（移設予定）

「資料 8 現施設図面」を参照のこと。

(3) 現施設有害物質調査結果

- ・「資料 9 現施設有害物質調査報告書」のとおり、施設内にダイオキシン類、重金属類、アスベストが確認されており、また、キュービクル内の機器に PCB が含有しているので、適切に解体、撤去処分を行うこと。

3 解体要件

- ・事業者は、解体対象となる施設について、現状を確認のうえ解体及び撤去を行うこと。
- ・解体及び撤去は杭等地中残留物も対象とする。
- ・解体計画にあたっては、あらかじめ現地にて使用材料等の調査を行って施工計画書

及びリサイクル計画書を作成すること。

- ・PCB 使用部分及びアスベスト使用部分については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分・処理を行うこと。
- ・解体にあたっては、会葬者等の利用及び周辺地域への影響に十分配慮すること。
- ・解体等によって搬出される廃棄物は、関係法令等を遵守して適正に処理すること。
- ・工事実施にあたっては、本施設の運営に支障をきたさないよう、十分配慮するとともに、特に周辺環境の保全には留意すること。
- ・解体業務の着工前及び整備期間中に提出する書類は、本要求水準書「第2 9 建設業務」に示す書類のうち解体業務に係るものとし、適切な時期に提出すること。

4 完成図書の提出

事業者は、組合による完成確認に必要な次の完成図書を提出すること。

- ・工事完了届 3部
- ・工事記録写真 3部
- ・完成図（解体、杭等地中残留物の記録含む） 1式
（製本図3部、縮小版製本3部及び図面等が収録された電子媒体1式1部）
- ・完成検査調書（事業者によるもの） 3部
- ・完成写真 3部

なお、完成写真の著作権等については、本要求水準書「第2 9 建設業務」に示す要件と同様とする。